参考4. 予算額を超えるおそれがあると認めるときにおける交付申請に係る方法等(受付期間を含む。)の見直しに関する規則

予算額を超えるおそれがあると認めるときにおける交付申請に係る方法等(受付期間を含む。) の見直しに関する規則

制定 令和5年8月24日

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が、「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」(以下「本補助金」という。)を交付する業務に関し、交付規程第22条第1項に定める、センターが別に定める予算額を超えるおそれがあると認めるときにおける交付申請に係る方法等(受付期間を含む。)の見直しについては、本補助金交付規程(以下「交付規程」という。)及び本補助金業務実施細則(以下「実施細則」という。)に定めるもののほか、交付規程第22条第2項及び実施細則第13条第8項に基づき定める、この規則(以下「本規則」という。)による。

(用語)

第2条 本規則で使用する用語は、交付規程及び実施細則の定めによる。

(補助対象事業)

- 第3条 補助対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 交付規程第4条第1項第一号の高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業(経路 充電)のうち、「高速道路SA・PA」等、「道の駅」及び「公道」への定格出力50キロワット以上の急速充電設備の設置とする。
 - 二 同規程同条同項第二号の商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電)への普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの設置とする。
 - 三 同規程同条同項第三号のマンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業 (基礎充電)のうち、既設のマンション等に属する駐車場(平置き、立体 自走、機械式等)へ の普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの設置とする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 申請者は、センターが別表1に指定する期間に、交付申請をしなければならない。
- 2 交付規程第7条第2項に定める申請方式の選択については、実施細則第4条第2項に示す通常 交付申請に限るものとする。
- 3 第1項の交付申請は、交付規程及び実施細則に規定する申請要件の他、別表2の事業ごとの申請要件を満たさなければならない。
- 4 第1項の交付申請にあたっては、交付規程第7条第3項第十五号に定める別表4及び実施細則第4条第6項に定める別表3に掲げる交付申請に必要な添付書類の他、別表3に定める書類を添付しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 センターは前条第1項の規定による交付申請があったときは、次の各項の定めにより交付

の決定を行うものとする。なお、その他の交付決定に関する事項は交付規程及び実施細則に準ずる。

- 2 前条第1項の期間内にセンターに到着した申請について別表4の基準に従って優先的に受付候補 となる案件を決定し、実施細則第4条第7項から第9項の受付の可否等を判断するものとする。 なお、受付期間終了時点において、同一の事業及び同一の設置場所において申請者が重複申請を行 っている場合は、補助金の不正受給防止の観点から当該重複申請についての故意・過失の有無を問 わず、全ての重複する交付申請を無効とし、受付不可とする。
- 3 センターは、前項において受付候補となった交付申請が受付不可の判断となる場合は、第3条に 定める事業ごとにセンターが定める予算の範囲に達するまで、受付候補となる案件の決定を行うこ とができるものとする。
- 4 第2項項において受付となった交付申請については、交付審査等によりセンターが別に定める予算の範囲により適切であると認めたときは、受付された日から起算して30日営業日以内に交付の決定を行い、交付規程第8条第3項に基づき速やかに申請者に通知するものとする。ただし、センターが交付審査等を行うにあたり、確認等に期間を要する又は申請内容が不適切として申請者に対してその連絡を行ったものについては、この限りではない。
- 5 第2項にて受付候補とならなかった交付申請については、受付不可の旨を順次申請者へ通知する ものとする。

(申請の取下げ等)

第6条 申請者は、交付規程第9条に基づき交付申請を取下げることができるものとする。

(実績報告)

第7条 交付規程第12条第1項のセンターが別に定める実績報告期限日は、実施細則第9条第1項 に示す令和6年1月31日(水)とする。

(交付決定の取消し等)

- 第8条 交付規程第15条第1項に規定する他、本規則又は本規則に基づくセンターの処分若しくは 指示に違反した場合は、第5条第3項の規定による交付の決定の全部又は一部を取消し、又は交付 の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 同規程同条第2項から第7項の規定は前項の取消しを行った場合においても適用する。

(不正行為等の公表等)

第9条 センターは、予算額を超えるおそれがあると認めるときにおける交付申請において、申請者 等及び工事施工会社等が虚偽及び不正行為等により補助金の申請手続き等を行った場合は、交付規 程第25条に基づく措置を講ずることができるものとする。

(附 則)

- 1. 本規則の制定は、実施細則第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
- 2. 本規則は、交付規程の適用日(令和5年8月24日)から適用する。

(別表1) 交付の申請期間

補助対象事業	申請受付期間 (注1)
1. 高速道路SA・PA等、 道の駅、公道への 充電設備設置事業 (経路充電)	令和5年8月28日(月)~令和5年9月4日(月)
2. 商業施設及び宿泊施設等 への充電設備設置事業 (目的地充電)	令和5年9月4日(月)~令和5年9月15日(金)
3. 既設のマンション等への 充電設備設置事業 (基礎充電)	

注1. 詳細な時間等については、センターが別に定める。

(別表2) 事業ごとの申請要件

補助対象事業	交付申請要件
1. 高速道路SA・PA等、 道の駅、公道への 充電設備設置事業 (経路充電)	次の要件をすべて満たすこと。 ①設置する充電設備は定格出力50kW以上の急速充電設備である こと。
2. 商業施設及び宿泊施設等 への充電設備設置事業 (目的地充電)	
3. 既設のマンション等への 充電設備設置事業 (基礎充電) ^(注2)	次の要件をすべて満たすこと。 ①設置する充電設備は普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドであること。なお、普通充電設備と充電用コンセント又は充電用コンセントスタンドの併設は不可とする。 ②設置する充電設備は以下の基準を満たすこと。 ・普通充電設備: 充電口数が駐車場収容台数の10% (注3) 以下かつ10口以下・充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド: 充電口数が駐車場収容台数以下かつ20口以下

- 注2. 既に充電設備が設置されているマンション等にあっては、電気自動車等の駐車利用台数が既設元電設備の充電口数の50%以上となる場合に②に示す基準を満たす追加設置を認める。その場合は既設充電設備の充電口数は含まないものとする。ただし、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの設置については、駐車場収容台数を超えての設置は認めない。
- 注3. 駐車場収容台数の10%を算出し、小数点以下を切り上げた値をいう。

(別表3) 交付申請に必要な添付書類

交付申請をする場合の添付書類

- ①既設のマンション等への充電設備設置事業の場合は、駐車場収容台数を証する書類
- ②既設のマンション等への充電設備設置事業のうち、既に充電設備がある場合は、電気自動車等の駐車利用台数が既設充電設備の充電口数の50%以上であることを証する書類
- ③その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表4) 受付候補となる優先基準

補助対象事業	優先基準
1. 高速道路SA・PA等、 道の駅、公道への 充電設備設置事業 (経路充電)	①設置場所区分及び充電設備の定格出力区分を以下の順にて優先し、センターが別に定める予算の範囲による。 設置場所区分:高速SA・PA、公道、道の駅の順充電設備の定格出力区分:90kW以上、50kW以上90kW未満の順 ②上記①にてセンターが別に定める予算の範囲を超過する場合は、超過することとなる区分において、充電設備の出力1kW当たりの補助金申請額が低いものを優先する。
2. 商業施設及び宿泊施設等 への充電設備設置事業 (目的地充電) 3. 既設のマンション等への	充電設備の出力1kW当たりの補助金申請額が低いものを優先し、 センターが別に定める予算の範囲による。ただし、定格出力6kW 未満の充電設備は、実際の定格出力を考慮し、3kWとして扱う。
充電設備設置事業 (基礎充電)	